

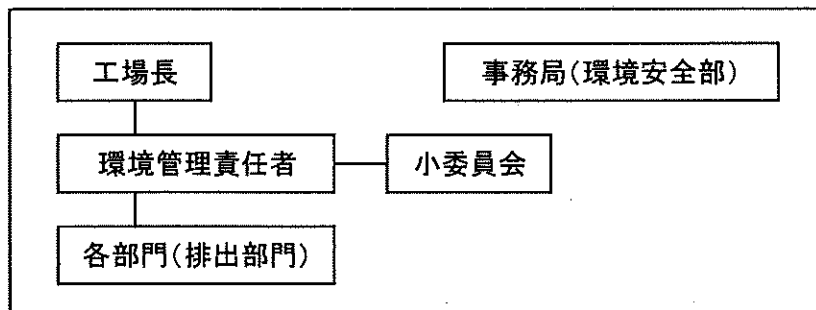
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2025年 6月 27日	
山梨県知事 殿	
提出者 住 所 山梨県北杜市長坂町長坂上条2040番地 氏 名 株式会社キッツ 長坂工場 工場長 大瀬木 哲也 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0551-20-4104	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	キッツ長坂工場
事業場の所在地	山梨県北杜市長坂町長坂上条2040番地
計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	259214：一般工業用バルブ
② 事業の規模	12,239,371,247円
③ 従業員数	461名(2025年3月31日現在)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	事業所→収集運搬業者→中間処理業場→リサイクル →最終処分場

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底による、有価物の増加 廃棄物置場の細分化 従業員の意識を高める		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 分別の徹底による、有価物の増加 (鉱さい発生量の削減) 廃棄物置場の細分化 従業員の意識を高める		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラス・コンクリート陶磁器くず、がれき類、汚泥、金属くず、鉱さい、混載、 廃アルカリ、廃プラスチック類、廃酸、廃油、木くず 産業廃棄物の有価物化。最終処分量を減らし、リサイクル化する
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラス・コンクリート陶磁器くず、がれき類、汚泥、金属くず、鉱さい、混載、 廃アルカリ、廃プラスチック類、廃酸、廃油、木くず 産業廃棄物の有価物化。最終処分量を減らし、リサイクル化する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底による、有価物化 廃棄物置き場の細分化 従業員の意識向上		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
分別の徹底による、有価物の増加 (鉋さい発生量の削減) 廃棄物置き場の細分化 従業員を意識を高める			
※事務処理欄			

(第6面)

(任意) 事業系一般廃棄物に関する事項

自ら行う事業系一般廃棄物の処理施設への搬入に関する事項

① 現 状	【前年度（ 年度）実績】						
	一般廃棄物の種類						
	排 出 量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(これまでに実施した取組)						
② 計 画	【目標】						
	一般廃棄物の種類						
	排 出 量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(今後実施する予定の計画)						

許可業者への処理の委託に関する事項							
① 現 状	【前年度（ 2024年度）実績】						
	一般廃棄物の種類	可燃物	紙くず類	資源物 (PETボトル)	資源物 (飲料缶・ビン類)		
	排 出 量	15,410 kg	0 kg	26 kg	0 kg		
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底による、有価物化 廃棄物置場の細分化 従業員の意識高揚						
② 計 画	【目標】						
	一般廃棄物の種類	可燃物	紙くず類	資源物 (PETボトル)	資源物 (飲料缶・ビン類)		
	排 出 量	14,973kg	0 kg	25 kg	0 kg		
	(今後実施する予定の計画) 分別の徹底による、有価物化 廃棄物置場の細分化 従業員の意識高揚 ゴミパトロール						

(第7面)

備考

(第1面)～(第5面)について(法で定める事項)

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第6面)について(事業系一般廃棄物に関する事項で記入は任意です)

- ・事業系一般廃棄物に関し減量の取組を行っている、又は今後取組む方は記入をお願いします。
- ・一般廃棄物の種類については、「紙」、「びん」、「缶」等で分別している場合は、その区分の記載をお願いします。細かく分別していない場合は、「可燃物」、「不燃物」等の記載をお願いします。
- ・同封しました「トライ産廃スリム」の対象として、事業系一般廃棄物も含まれます。

【記載方法】

・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、下段に記載のそれぞれの内訳を記載してください。

- ・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。

・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量を記載してください。